

習志野市立図書館 一般資料の選定に関する基準

(平成5年3月8日 館長決定)

第1条 目的

習志野市立図書館資料の収集・保存に関する方針(平成5年3月8日教育長決定)に基づき、一般資料の選定基準を部門別に定める。

第2条 一般資料の部門別選定基準は次のとおりとする。

1. 0類 (総記)

- ア 情報科学については、入門書、概説書を中心に、最新のものを収集する。
- イ 図書館、図書・書誌学については、広く収集する。
- ウ 百科事典は、正確な知識・情報で定評あるものを収集する。
- エ 年鑑、白書等は、各主題に関する包括的なものを継続的に収集する。

2. 1類 (哲学)

- ア 哲学書は、入門書、概説書、学説史及び代表的な著作を中心に収集する。
- イ 心理学については、入門書、概説書を中心に収集する。
- ウ 神霊研究、易占いについては、できるかぎり科学的な立場から記述された解説書、概説書を収集する。
- エ 宗教に関する著作については、学説史、宗教史のほか、代表的な教派(宗派・会派)の主要なものを偏りなく収集する。

3. 2類 (歴史)

- ア 歴史については、通史、各時代史を併せ歴史の移り変わりがわかるように、内容が史実に基づき正確な入門書から基本的な専門書まで収集する。
- イ 伝記については、内外の各分野における代表的な人物の双伝、各伝を中心に収集する。
- ウ 地理・地誌については、日本及び諸外国の基本的なものを収集する。
- エ 地図は、最新で信頼性の高いものを受け入れる。また、紀行・旅行記は、古典的価値を有するもの及び利用度の高いものを収集する。
- オ 旅行案内は、最新で情報確度の高いものを収集する。

4. 3類 (社会科学)

- ア 社会思想については、入門書、概説書のほか、代表的又は主要な古典的著作を収集する。
- イ 政治関係の著作については、日本に関するものを中心とし、外国に関するものは主要なものを収集する。
- ウ 法律書は、日本に関するものを中心に収集する。六法全書等包括的な法令集は広く受け入れるものとし、日常生活の場で必要な法律解説書は実用的価値の高いものを収集する。
- エ 経済・財政に関する著作は、入門書、概説書のほか、代表的又は主要なもの

を収集する。

オ 統計書は、基礎的な入門書、概説書を収集する。また、統計資料は、信頼度に定評のあるものを継続的に収集する。

カ 社会学については、入門書、概説書のほか、代表的な立場の著作を収集する。また、社会保障、生活・労働・家庭・婦人・老人問題・社会福祉等社会的関心の高いものも収集する。

キ 教育関係については、基礎的な理論書、包括的な制度史、一般的な入門書や概説書、実践記録を中心とし、社会教育及び家庭教育に関するものについても収集する。ただし、教科書及び教師用の学習指導書、受験のための学習参考書及び問題集は、原則として収集しない。

ク 民俗学については、基礎的な理論書、入門書、概説書を収集する。習俗・伝説・民話等については、日本各地のものを中心とし、外国の主要なものについても収集する。

ケ 国防・軍事については、基礎的なもの及び記録的なものを収集する。

5. 4類（自然科学）

ア 自然科学については、入門書、概説書及び基礎的な理論書を中心に収集する。

イ 数学・物理学・科学・天文学・地球科学・生物化学・植物学及び動物学等については、一般的関心の高いものを中心に収集する。

ウ 医学・薬学については入門書・家庭医学・看護学の实用書、公衆衛生・栄養学の基本的な概説書を受け入れる。なお、関心の高い分野については、必要に応じ専門書も収集する。

6. 5類（技術）

ア 工学技術関係の著書は、入門書、概説書を中心とし、公害・環境・建築・機械工学・通信工学及び情報工学等一般的関心の高いものは、最新の实用書を含め収集する。

イ 家政学については、最新のものを網羅的に収集する。

7. 6類（産業）

ア 産業については、入門書、概説書を中心に収集する。ただし、園芸・動物飼育については、趣味的な实用書を含めて収集する。

イ 商業については、入門書、概説書を収集する。なお、商業経営・広告宣伝等については、基礎的な实用書を収集する。

ウ 運輸・交通については、入門書、概説書のほか、鉄道・観光等の趣味的な实用書を収集する。

エ 通信事業については、入門書、概説書を中心に収集する。

8. 7類（芸術）

ア 芸術については、基礎的な鑑賞入門、実技指導書、理論書のほか、各分野の

体系的な全集を収集する。

イ 漫画・劇画については、収集しない。

ウ 音楽・芸能については、基礎的な理論書、概説書、鑑賞入門及び技術指導書を収集する。ただし、練習曲及び一枚ものの楽譜（ピース）は収集しない。

エ スポーツ、諸芸・娯楽については、各主題における概説書、基礎的な実技指導書、規則・記録のほか、伝統性の強い領域のものは古典も収集する。

9. 8類（言語）

ア 日本語については、入門書、概説書のほか、定評のある辞典を包括的に収集する。

イ 外国語については、主要な言語の入門書、概説書及び辞典を収集する。

10. 9類（文学）

ア 文学理論・文学史については、入門書、概説書を中心に収集する。

イ 日本文学については、代表的作品の包括的作品集、文学史上著名な作家の個人作品集及び古典的作品は、広く収集する。また、現代作家の作品については、代表的作品、社会的関心の高い作品を中心に収集する。

ウ 外国文学については、古典的作品、現代作家の代表的作品及び社会的関心の高い作品を中心に収集する。

附 則

この基準は、平成5年4月1日から施行する。